

# 2026年度 青森職業能力開発短期大学校 同窓会定時総会

【日時】 令和8年10月25日（日）16:00～

【場所】 青森職業能力開発短期大学校 本館1階 視聴覚室

## 次 第

### 1) 開会

会長あいさつ

### 2) 議長選出

### 3) 議案審議

第1号議案 2025年度事業報告

第2号議案 2025年度会計報告、監査報告

第3号議案 2026年度事業計画（案）

第4号議案 2026年度予算（案）

第5号議案 青森職業能力開発短期大学校同窓会会則の改正（案）

第6号議案 青森職業能力開発短期大学校同窓会細則の改正（案）

第7号議案 青森職業能力開発短期大学校同窓会役員候補者一覧（案）

その他

### 4) 閉会

## 【第1号議案】2025年度事業報告

### (1) 理事会の開催実績

開催回数

3回

検討事項

- ・ 2024 年度決算報告
- ・ 2025 年度事業計画・予算案の作成
- ・ 学園祭への協力
- ・ その他

### (2) 定期総会の開催

2025年10月26日(日) (活動報告・決算報告等をホームページに掲載)

### (3) ホームページを利用した同窓会活動の情報発信

2025年度の同窓会総会を開催し、ホームページにて速やかに報告した。同窓会の活動については今後もホームページに掲載していくこととした。

### (4) 学園祭等への協力

学園祭(2025年10月26日)において、同窓会から景品提供に協力した。

### (5) 2025年度修了生に対するアプローチ

イ) 修了式式典に同窓会からメッセージを送った。

ロ) 修了生21名に記念品を贈呈した。

以 上

【第2号議案】2025年度 会計報告

青森職業能力開発短期大学校同窓会  
会計報告

自 2025年 4月 1日

至 2026年 3月31日

| 収入       |           |                     | 支出     |           |                          |
|----------|-----------|---------------------|--------|-----------|--------------------------|
| 科目       | 金額 (円)    | 摘要                  | 科目     | 金額 (円)    | 摘要                       |
| 前年度より繰越  | 4,762,645 |                     |        |           |                          |
| 【会費】     |           |                     |        |           |                          |
| 同窓会費収入   | 231,000   | 令和6年度修了生分<br>(42名分) | 会議費    | 0         |                          |
| 【寄付金】    |           |                     | 交通費    | 24,400    |                          |
| 寄付金      | 0         |                     | 通信費    | 0         |                          |
| 【その他の収入】 |           |                     |        |           |                          |
| 雑収入      | 8,143     | 預金利息等8,143円         | 記念事業費  | 285,883   | 学園祭景品(ビンゴ大会)             |
|          |           |                     | 修了生記念品 | 113,520   |                          |
|          |           |                     | 雑費     | 8,450     | 振込手数料                    |
|          |           |                     | 予備費    | 0         |                          |
|          |           |                     | 次年度へ繰越 | 4,569,535 | 銀行残高4,569,535円<br>手持現金0円 |
| 合計       | 5,001,788 |                     | 合計     | 5,001,788 |                          |

上記のとおり、2025年度(令和7年度)の会計報告をいたします。

2026年10月20日

会計担当

会計監査の結果、通帳並びに証拠書類等を確認したところ、適正と認めましたので報告します。

2026年10月20日

会計監査

会計監査

## 【第3号議案】2026年度事業計画（案）

### （1）理事会の開催

- 開催回数 年3回
- 参加者数 13名（理事10名・短大3名）
- 検討事項 ①2026年度事業計画及び予算案の作成  
②同窓会事業の実施  
③その他

### （2）定期総会の開催

2026年10月25日（日） 16:00～17:00  
青森職業能力開発短期大学校 本館1階 視聴覚室

### （3）ホームページ等を利用した同窓会活動の情報発信

- ・イベント等の活動に係る会員へのお知らせ、活動報告等を速やかにホームページに掲載する。

### （4）学園祭等への協力

- ・五所川原ものづくりラボ（2026年8月29日）、学園祭（2026年10月25日）において、景品提供に協力する。

### （5）2026年度修了生に対するアプローチ

- 修了生を同窓会に迎え入れるイベントとして、修了式に関わっていく。
- ・式典に同窓会の代表が参加する
- ・修了生（19名予定）に記念品を贈呈する
- ・修了時の役員候補選出依頼

### （6）その他

- ・役員の追加承認に向けた準備  
同窓会からの要請に基づき選出された2027年3月卒業生の役員候補者について、2027年度定期総会において承認を行う。  
地元在住の役員候補者を募集するため、ホームページを活用し会員に周知する。
- ・同窓会の活動内容の検討  
理事会にて今後の同窓会の活動内容について検討し、ホームページを活用し会員に周知する。

以 上

【第4号議案】2026年度 予算（案）

青森職業能力開発短期大学校同窓会  
2026年度予算（案）

自 2026年 4月 1日

至 2027年 3月31日

| 収入       |           |                     | 支出     |           |               |
|----------|-----------|---------------------|--------|-----------|---------------|
| 科目       | 金額（円）     | 摘要                  | 科目     | 金額（円）     | 摘要            |
| 前年度より繰越  | 4,569,535 |                     |        |           |               |
| 【会費】     |           |                     |        |           |               |
| 同窓会費収入   | 231,000   | 令和7年度修了生分<br>(21名分) | 会議費    | 0         |               |
| 【寄付金】    |           |                     | 交通費    | 30,000    |               |
| 寄付金      | 0         |                     | 通信費    |           |               |
| 【その他の収入】 |           |                     | 記念事業費  | 300,000   | 学園祭協賛費、他イベント代 |
| 雑収入      | 3,808     | 預金利息等3,808円         | 修了生記念品 | 95,000    | @5,000×19名    |
|          |           |                     | 雑費     | 10,000    | 振込手数料等        |
|          |           |                     | 予備費    | 100,000   |               |
|          |           |                     | 次年度へ繰越 | 4,269,343 |               |
| 合計       | 4,804,343 |                     | 合計     | 4,804,343 |               |

【第5号議案】  
青森職業能力開発短期大学校同窓会会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は青森職業能力開発短期大学校同窓会と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は青森職業能力開発短期大学校（青森県五所川原市飯詰）内に置く。

(目的)

第3条 本会は、会員相互の親睦と融和を図り、併せて母校の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互間の交流、親睦に寄与する事業
- (2) 母校、在校生に対する支援
- (3) 会員情報の適切な管理及び保管
- (4) その他本会目的達成のための必要な事業

第2章 会 員

(会員)

第5条 本会の会員は正会員、賛助会員及び特別会員をもって構成する。

- (1) 正会員は青森職業能力開発短期大学校を卒業した者とする。
- (2) 賛助会員は本会の目的に賛同し、本会に対し多大の援助を行った法人又は個人で、理事会によって推薦を受けた者とする。
- (3) 特別会員は青森職業能力開発短期大学校の在校生及び教職員とする。

第3章 役 員

(役員)

第6条 本会には次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 理事 若干名
- (4) 会計 1名
- (5) 会計監査 1名
- (6) 事務局理事 1名

(役員を選出)

第7条 前条に掲げる役員は次の方法により選出する。

- (1) 会長、副会長、理事、会計及び会計監査は、総会において正会員の中から選出する。
- (2) 会長、副会長及び会計は在任中理事となる。
- (3) 事務局理事は能力開発部長とする。
- (4) やむを得ない事由がある場合は、役員を兼務することができる。  
役員の兼務は、総会において承認をされなければならない。

第8条 本会は名誉会長を置き、名誉会長は青森職業能力開発短期大学校校長とする。

(役員の職務)

第9条 役員の職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長の事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 理事は理事会を構成し、総会の決議に基づき会務を執行する。
- (4) 会計は会務の執行に伴う収支を行う。
- (5) 会計監査は会務の執行状況を監査し、その結果を総会に報告する。
- (6) 事務局理事は会務の執行を補佐する。

(役員の任期)

第10条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員は任期満了の後でも後任の役員が選出されるまでの期間、その職務を行う。
- 3 役員に欠員が生じた場合は、理事会においてこれを選出する。  
ただし、その任期は前任者の残任期間とする。

(役員の解任)

第11条 役員のうち、法令の規定及び本会則に違反した場合には、任期期間中といえども理事会の議決により、総会の承認を得てこれを解任することができる。

## 第4章 会 議

(会議)

第12条 会議は次に掲げるものとする。

- (1) 定期総会及び臨時総会
- (2) 理事会

(総会)

第13条 総会は定期総会及び臨時総会とし、正会員をもって構成する。

- 2 定期総会は毎年1回会長がこれを招集し、その議決は出席会員の過半数をもって行う。  
可否同数の場合は議長の決定に従うものとする。
- 3 総会はその都度議長を選任し、議長は書記を任命する。
- 4 書記は会議終了後、議事録を作成し、理事会に提出しなければならない。
- 5 臨時総会は理事会が必要と認めたとき、または会員から審議事項を添えて請求があったとき、これを開くものとする。
- 6 次の事項は総会において承認されなければならない。
  - (1) 事業報告及び決算
  - (2) 事業計画及び予算
  - (3) 役員の選出
  - (4) 会則の改廃
  - (5) その他重要な事項

(理事会)

第14条 理事会は、本会の会務を執行する機関であって、理事をもって構成する。

2 理事会は会長がこれを招集し、その議決は出席者の過半数をもって行う。

3 理事会は次に掲げる事項を決議する。

(1) 本会の諸会合に関する事項

(2) 賛助会員の推薦に関する事項

(3) 予算・決算その他一切の会計に関する事項

(4) その他、本会の目的を達成するために必要な事項

(細則)

第15条 本会の会務推進のため、理事会において協議の上、細則を設けることができる。

第5章 会 計

(経費)

第16条 本会の経費は、次の収入をもって充てる。

(1) 会費

(2) 寄付金

(3) その他の収入

(会費)

第17条 本会は正会員から会費を徴収する。

2 会費は5,500円(終身会費制)とする。

(特別徴収)

第18条 本会の目的を達成するために、総会の承認を得て特別に会費を徴収することができる。

(寄付金及び賛助金)

第19条 寄付金及び賛助金の収受は理事会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

(予算)

第21条 予算は理事会の議を経て会長がこれを編成し、総会の承認を得なければならない。

(決算)

第22条 決算は理事会の議を経て会長がこれを行い、監事の意見を付して総会に報告し、その承認を得なければならない。

(書類の保管)

第23条 本会に帳簿を整備し、これを保管する。

2 会員は必要の都度これを閲覧することができる。

## 第6章 支部

### (支部)

第24条 本会には地域を単位として支部を設けることができる。

2 支部には、支部長及び支部役員を置く。

## 第7章 会則の改正

### (会則の改正)

第25条 本会則は総会において、出席者の過半数の承認を得て改正することができる。

## 第8章 解散

### (解散)

第26条 本会を解散するときは、総会において出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。

第27条 本会解散における残余財産の処分は、総会の議決による。

## 第9章 補則

### (報告)

第28条 本会に関する諸般の事項は会報その他適切な方法により会員に報告する。

附 則 本会則は、平成元年4月1日より施行する。

2 平成 3年4月1日改正

3 平成 4年4月1日改正

4 平成 5年4月1日改正

5 平成 6年4月1日改正

6 平成11年4月1日改正

7 平成30年4月1日改正

8 令和 8年10月25日改正

## 【第6号議案】

### （細則）総会・理事会等の開催における役員の日当に係る取扱いについて

#### （目的）

第1条 この細則は、総会や理事会等、同窓会に係る会議が開催された場合に発生する日当の支給に関する事項を定めたものである。なお、役員が青森短大校の要請に基づき、校の行事（入校式や修了式等）へ参加する場合についても適用するものとする。

#### （会議費の支出）

第2条 会議費は会場の使用に際して、使用料が発生する場合に限り支出できる。

（1）会場の選定に当たっては、会議室の借料が安価な公共施設等を利用すること。

（2）喫茶店等、会場使用料として支出が困難な場合は、税込みで茶菓代1,000円×参加者数の日当を会議費として認める。

#### （日当の支給）

第3条の2 役員が総会または理事会等、同窓会に係る行事・会議等に出席した場合は、日当4,000円を支給する。

附 則 本細則は平成30年4月1日より施行する。

2 平成31年2月26日 改正

3 平成31年3月15日 改正

4 令和8年10月25日 改正

## 2026年度青森職業能力開発短期大学校同窓会定時総会議事録

開催日時 令和8年10月25日(日) 16:00～

場 所 青森職業能力開発短期大学校 視聴覚室

### 議 事

#### (1) 第1号議案「2025年度事業報告」

同窓会会長より2025年度の事業報告が次の通り報告された。

- ・年3回の理事会の開催  
年度予算等の作成、学園祭への協力、役員改選案の提案、修了生への記念品の選定等を実施
- ・定時総会の開催
- ・ホームページを利用した同窓会活動の情報発信
- ・学園祭への協力
- ・在校生に対するアプローチ

#### (2) 第2号議案「2025年度会計報告」

会計監査(会計監査代理)より2025年度会計報告がなされ、引き続き監査報告がなされた。

#### (3) 第1号議案及び第2号議案の決議

異議の挙手はなく、承認された。

#### (4) 第3号議案「2026年度事業計画(案)」

同窓会会長より2026年度の事業計画案が次の通り提案された。

- ・理事会の開催
- ・定時総会の開催
- ・同窓会活動のホームページによる情報発信
- ・学園祭等のイベントにおける協賛
- ・修了生に対するアプローチ

#### (5) 第4号議案「2026年度予算(案)」

会計監査(会計監査代理)より2026年度予算案が提案された。

(6) 第3号議案及び第4号議案の決議

異議の挙手はなく、承認された。

(7) 第5号議案 青森職業能力開発短期大学校同窓会会則の改正(案) 及び

第6号議案 青森職業能力開発短期大学校同窓会細則の改正(案)

事務局より青森職業能力開発短期大学校同窓会会則の改正(案)として役員の定員を減らすことと、やむを得ない事情がある場合は役員の兼務を総会にて承認することができる改正案が提案された。青森職業能力開発短期大学校同窓会細則の改正(案)においては、役員の負担を鑑み役員手当の金額を上げることが提案された。

(8) 第5号議案及び第6号議案の決議

異議の挙手はなく、承認された。

(9) 第7号議案 青森職業能力開発短期大学校同窓会役員候補者一覧(案)

事務局より改正された青森職業能力開発短期大学校同窓会会則に基づき、役員候補者が提案され、異議の挙手はなく役員改選が承認された。

(10) その他

特になし。

以上